

広島県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

一 保安林の所在場所

呉市川尻町小用二七九六の一、二丁目二七九六の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。)